

規約6

北海道高等学校家庭科技術検定委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北海道高等学校家庭科技術検定委員会と称し、北海道高等学校長協会家庭部会の所属とする。

(目的)

第2条 本会は、家庭科教育の振興を図るとともに、家庭科技術検定を推進する。

(構成)

第3条 本会は、北海道所在の高等学校長及び、家庭科教員により構成する。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、委員長在勤の高等学校に置く。

2 事務局員は、家庭科教員と事務職員とする。

3 事務局の任期は3年とする。

第2章 事業

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北海道高等学校家庭科技術検定の実施
- (2) 北海道高等学校家庭科技術検定の普及活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

(任務)

第7条 委員長は、北海道高等学校長協会家庭部会役員から選出されるものとし、本会を代表し会務を統括するとともに、全国高等学校家庭科技術検定北海道代表理事を兼務する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長が事故ある時はその任を代行するとともに、全国高等学校家庭科技術検定北海道代表理事を兼務する。

3 監事は、本会の会計監査に当たる。

(選出)

第8条 委員長及び副委員長は、専門委員在勤校から選出する。

2 委員長は、事務局校長とし、副委員長は次期事務局校長とする。

3 監事は、技術検定実施校の校長及び、専門教科の校長から委員長が委嘱する。

(任期)

第9条 役員任期は、3年とし再任は妨げない。

第4章 専門委員

(専門委員)

第10条 本会には、6名の専門委員を置く。

(選出)

第11条 専門委員は、技術検定実施校家庭科教員または技術検定指導の実績がある教員の中から委員長が委嘱する。

(任務)

第12条 専門委員の任務は、本会の第5条の事業を推進するとともに、そのうち3名は、全国専門委員を兼務する。

(任期)

第13条 専門委員の任期は、3年とし再任は妨げない。

第 5 章 検定委員

(検定委員)

第 14 条 検定委員は、家庭科技術検定実施校の家庭科教員とする。

2 検定委員は、原則として前年度及び当該年度の評価研究協議会・検定委員養成講座に参加した教員が当たる。

(任 務)

第 15 条 検定委員の任務は、在勤校の検定事務を行うとともに、近隣高等学校の検定実施に協力する。

第 6 章 会 議

(常任委員研究協議会)

第 16 条 常任委員研究協議会は、役員と専門委員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

2 常任委員研究協議会は、毎年 1 回委員長が召集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び収支決算、並びに監査報告
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 役員を選出
- (4) その他必要とする事項

3 臨時常任委員研究協議会は必要に応じて委員長が召集する。

(専門委員研究協議会)

第 17 条 専門委員研究協議会は、専門委員をもって構成し、技術検定の実施及び推進と普及活動に関する事務を行う。

第 7 章 会 計

(経 費)

第 18 条 本会の経費は、家庭科技術検定受検料及びその他の収入による。

(書記・会計)

第 19 条 書記・会計は、事務局員が担当する。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 章 そ の 他

(規約改正)

第 21 条 規約の改正は、常任委員研究協議会により行うものとする。

(細 則)

第 22 条 本会の運営に必要な細則は、別に定める。

(連絡・調整)

第 23 条 本会の事業及び会計については、北海道高等学校長協会家庭部会役員会に報告するものとする。

第 24 条 本会の事業に関わる旅費の算出に関しては、北海道の基準に準ずる。

附 則この規約は、昭和 35 年 8 月 29 日制定

この規約は、昭和 40 年 5 月 10 日改正

この規約は、昭和 43 年 5 月 9 日改正

この規約は、昭和 45 年 5 月 8 日改正

この規約は、平成 5 年 4 月 1 日改正

この規約は、平成 10 年 4 月 30 日改正

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日改正

この規約は、平成 22 年 4 月 22 日一部改正

この規約は、平成 25 年 4 月 19 日一部改正

この規約は、平成 29 年 4 月 21 日一部改正

この規約は、平成 30 年 3 月 23 日一部改正

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日一部改正 (第 10 条、11 条、12 条)